

株式会社 J E R A 「五井火力発電所更新計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年10月31日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、株式会社 J E R A 「五井火力発電所更新計画環境影響評価準備書」について、株式会社 J E R A に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県市原市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：234万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成22年 1月25日
意見の概要等受理	平成22年 3月31日
千葉県知事意見受理	平成22年 6月11日
経済産業大臣勧告発出	平成22年 7月22日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 3月21日
意見の概要等受理	平成29年 6月 9日
千葉県知事意見受理	平成29年10月 6日
環境大臣意見受理	平成29年10月 6日
経済産業大臣勧告発出	平成29年10月31日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)の「B A Tの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」以上の高効率の発電設備を導入するとしている。なお、最新の「B A Tの参考表【平成29年2月時点】」における(B)以上の高効率の発電設備に該当することから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ② 本設備の利用率(90%を想定)をできる限り高くする運用を検討し、自らが所有する他の発電所を含めた全体の稼働分担を適切に行うこと等を含め、省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。また、現時点でのその取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。目標達成に向けた更なる取組が必要となる場合はその取組内容を検討し、自主的に公表すること。
現状では目標達成が見込まれる状況ではあるが、自らがベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。
- ③ 小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号)では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的

枠組みの参加事業者に電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

- ④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage；CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（２）大気環境

対象事業実施区域及びその周辺は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年法律第７０号）に基づく対策地域とされている。また、同区域の周辺には微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダント等に関する大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 対象事業実施区域の周辺には住居等が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるよう、今後締結が予定されている地元自治体との環境保全協定を遵守するとともに、本発電所での発電に当たっては、排煙脱硝装置等の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 対象事業実施区域の周辺には、稼働中及び計画中の火力発電所があり、大気環境に係る累積的な影響が懸念されることから、大気環境の状況について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。
- ③ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

（３）水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」（昭和４５年法律第１３８号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していな

い地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、今後締結が予定されている地元自治体との環境保全協定を遵守すること。
- ② 本事業の放水口は、既存の火力発電所の放水口が設置されている海域に設置されるため、当該既存発電所からの排水との累積的な影響が懸念される。このため、温排水の状況について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。